

平成23年度の都道府県単位保険料率における激変緩和措置について

厚生労働省
保険局保険課

平成23年度の都道府県単位保険料率における激変緩和措置については、全国平均の保険料率とのかい離幅を、10分の2.0に調整することとした(平成23年厚生労働省告示第21号)。

《考え方》

- 激変緩和措置の適用期限である平成30年3月までに本来の都道府県単位保険料率に近付ける必要。
(注) 平成22年の健保法改正により「平成25年9月」から延長
- 一方で、平成23年度については、全国平均保険料率を9.50%に引き上げなければならない財政状況。
- 以上を踏まえ、平成23年度における激変緩和措置については、10分の2.0とした。
※ 激変緩和の趣旨から前年度の率以上の率とすることとされている。
(平成21年度)10分の1 → (平成22年度)10分の1.5 → (平成23年度)10分の2

